

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

申立期間について、社会保険事務所に記録照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間は社命により、A社から子会社のB社へ出向した日であるが雇用は継続していたし、厚生年金保険料も給料から差し引かれていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社のグループ会社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年2月の社会保険庁の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で得喪の記録が管理されており、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失

日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から42年3月まで
社会保険事務所から、昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料が未納との回答を受け取った。

当時の資料は持っていないが、昭和42年にA市B公民館の周辺で国民年金の広報をしていたので、その場所で国民年金の加入手続きを行い、その年にまとめて4万8,000円の国民年金保険料を納付し、その後は月々4,000円ずつ納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年にA市で国民年金の加入手続きを行い、その年にまとめて4万8,000円の国民年金保険料を納付し、その後は月々4,000円ずつ納付した。」と主張しているが、A市の担当者は、「昭和42年当時の市庁舎以外の場所における国民年金保険料収納事務については不明。」としているほか、A市には申立人の国民年金被保険者名簿が保管されていないため、加入資格及び保険料納付の記録が確認できない上、C社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)においても、申立期間に係る保険料納付の記録は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間を含めたすべての国民年金加入期間について、国民年金保険料を月額4,000円で納付した。」と主張しているが、申立人が国民年金に加入していた期間の保険料は、昭和41年3月から同年12月までの期間は月額100円、42年1月から43年11月までの期間は月額200円であり、申立人の主張とは大きく異なっている。

さらに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、国民年金保険料を過年度納付又は特例納付を行った形

跡も見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から49年9月まで

昭和44年9月に妻がA県B市(現在は、C市)役所で国民年金の加入手続きを行い、当時は年金集金人が自宅に来てくれていたので、3人分(申立人及びその妻、並びに申立人の妻の亡き母)の国民年金保険料を付加保険料と一緒に妻の亡き母が納付していた。当時は景気も良かったので自分だけ未納とは考えられない。当時の資料等は無いが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和44年9月にA県B市(現在は、C市)役所で国民年金の加入手続きを行い、申立人の妻の亡き母が同月から年金集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、D社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出管理簿により、49年10月26日以降に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる上、同時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立人自身が国民年金の加入手続きや保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和49年10月28日であることが確認できることから、申立人の主張とは矛盾するほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間について国民年金保険料を過年度納付又は特例納付した形跡も見受けられない。

なお、申立書に記述されている当時の年金集金人二人のうち一人は既に他界しており、残る一人も高齢のため当時の具体的内容は不明として

いるほか、C市の担当者は、「当時のB市における年金集金人に関する資料は、保存していないので、具体的な取扱状況は不明である。」としている。

さらに、申立人は、申立期間について、「申立人及びその妻、並びに申立人の妻の亡き母の3人の国民年金保険料を付加保険料と一緒に納付していた。」と主張しているが、社会保険庁の記録により、申立人は昭和49年10月から、妻は57年4月から、申立人の妻の亡き母は48年7月から付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張とは異なっている。

そのほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月から40年3月まで

私は高等学校を卒業後、A県B区CにあったD社に住み込みで勤務していた。厚生年金保険に加入できなかったため、20歳になった時に国民年金の集金人が来て、「20歳になったから年金の集金に来ました。強制加入です。」と言われ、最初の時は、4、5か月分の国民年金保険料をまとめて納付したことを覚えている。

その後は、毎月来る集金人の方に月々100円の国民年金保険料を納付していた。

今回、年金記録の照会をしたところ、昭和38年12月から40年3月まで未納と言われたが納付できず、確認申立てをする。証明できるものは何も無いが、20歳になってから集金人に国民年金保険料を納付したことをはっきり覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、E社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年9月以降に国民年金の加入手続をしていることが推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人には過年度納付を行った記憶が無い上、集金人は現年度保険料以外の徴収を取り扱うことができないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、高等学校を卒業後、D社に住み込みで勤務していたとしており、その間に他への住所変更等もしていないことから、国民年金手帳記号番号が別に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 10 日から同年 12 月 23 日まで
② 昭和 41 年 9 月 22 日から同年 12 月 19 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 22 日から同年 12 月 25 日まで
④ 昭和 43 年 5 月 11 日から同年 12 月 9 日まで

A丸に乗船していた申立期間①及び②、A丸もしくはB丸に乗船していた申立期間③及び④の期間について照会したところ、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時は甲板員及び会計として仕事をしていた。また、船員手帳に記録があるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の雇入契約から、申立人が申立期間において、A丸とB丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、申立期間のすべてについて、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する船舶所有者名簿によると、昭和 39 年 5 月 1 日にA丸として保険適用されているが、申立期間のすべてに係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者証整理記号番号に欠番も無い。

さらに、申立人と同じA丸に乗船していた同僚に照会したところ、「申立人は乗船していたが、乗船期間については、はっきり覚えていない。」「船員保険についても分からない。」と証言している。

申立期間③及び④に乗船していたとされるB丸は、社会保険事務所が

管理する船舶所有者名簿によると、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、「B丸に乗船した記憶は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月から同年 11 月まで(月日不詳)
③ 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで(月日不詳)

申立期間①については、被保険者記録照会回答票によると、資格喪失年月日が昭和 37 年 11 月 30 日となっており、11 月分が厚生年金保険に未加入となっている。6 か月の被保険者期間が 5 か月とされていることには納得できない。資格喪失日を訂正してほしい。

申立期間②及び③については、季節労働者として働いていたし、厚生年金保険料を給与から引かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業主に照会したところ、当時の資料が無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできないと回答している上、申立人が挙げた当時の同僚からも、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

また、申立期間①については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、資格取得及び資格喪失年月日が申立人と同一の被保険者が申立人を含めて前後 3 名存在するほか、月の末日に資格を喪失している被保険者が、多数見受けられることから、当該事業所の事業主は、月の末日を被保険者資格の喪失日としていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間②及び③について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、被保険者の中に

申立人の氏名及び申立人が申し立てている元同僚の氏名は無く、健康保険証整理記号番号に欠番も無い。

加えて、申立期間②については国民年金の申請免除期間であり、申立期間③については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 26 日から 30 年 1 月 6 日まで
私は、昭和 27 年 12 月 24 日から 30 年 4 月 12 日まで、A 社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険が未加入となっていたとの回答を受けた。厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会したところ、「不明。」との回答があり、また、申立人が当時、一緒に勤務していたとする同僚は、申立人については「記憶に無い。」と述べている。

また、申立人は、「時期は特定できないが、会社と賃金問題があり、一旦会社を退職したことがある。同僚もその時一緒に退職した。」と主張しているところ、その同僚の厚生年金保険被保険者記録も資格喪失の時期は異なっているが、申立人と同じく資格喪失後、再取得となっている。

さらに、社会保険事務所が管理する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が、昭和 28 年 1 月 26 日に資格喪失し、30 年 1 月 7 日に資格を再取得するまでの間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。